

重 要

滋 医 福 第 2 8 9 号
令和 8 年（2026 年）3 月 1 日

介護支援専門員 各位

（令和 9 年（2027 年）1 月 1 日から 12 月 31 日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する方）

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
（ 公 印 省 略 ）

【重要】介護支援専門員証の有効期間満了に伴う更新手続について（通知）

貴方様がお持ちの介護支援専門員証（以下「証」という。）は、令和 9 年（2027 年）1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に有効期間満了日を迎えますので、これに伴う更新手続をご案内します。

証の有効期間を更新するには、証の有効期間内に、①更新に必要な研修（以下「更新研修」という。）を修了し、②証の更新申請を行う必要があります。

つきましては、現時点で既に更新研修を修了している方は、別冊の更新案内をご確認のうえ、下記のとおりすみやかに証の更新申請を行っていただきますようお願いします。

更新研修が未修了の方は、添付の「滋賀県登録者の介護支援専門員証の更新手続きについてのご案内（令和 8 年 2 月作成）」で受講対象となる研修を確認し、申込期間中にもれなく受講申込をしていただき、研修をご受講ください。研修修了後は、有効期間内にすみやかに更新申請を行っていただきますようお願いします。

なお、更新研修を修了していても、証の有効期間満了日までに更新申請を行わなかった場合、証は失効します。介護支援専門員として業務に就くことはできませんので、就業予定のある方はご注意ください。（証失効後は、再研修を修了し証の交付を受けることで、介護支援専門員として業務に就くことができます。詳しくは同封の「研修についての注意事項」（案内冊子 p12）をご覧ください。）

記

(1) 既に更新研修を修了している方

- ・有効期間満了日の 1 年前から 1 か月前までの間に証の更新申請をしてください。
（令和 8 年 2 月時点で証未更新の方に送付しております。既に申請され、行き違いの場合はご容赦ください。）

(2) 更新研修が未修了の方

- ・受講対象となる研修(※)を各自確認し、申込期間中に受講申込を行ってください。
- ・研修修了後、有効期間満了日の 1 年前から 1 か月前までの間に証の更新申請をしてください。
※必要な研修を修了後、証の更新手続きをされなかった場合、更新が認められません。ご自身がどの研修の対象になるのか、必ずご確認のうえお申し込みください。
※証の有効期間内に手続が完了できるよう、計画的な受講をお願いします。

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
TEL 077-528-3597 FAX 077-528-4851